

バイオディーゼル普及促進に向けた取組について

2026年4月17日

資源エネルギー庁

資源・燃料部 燃料供給基盤整備課

- 1. バイオディーゼル普及に係る課題への対処状況一覧**
2. オフロード用高濃度バイオディーゼルの規格策定検討
3. HVO/RDのJIS規格上の取扱い検討
4. 参考資料

バイオディーゼルに係る今後の対応の方向性 (再掲、一部修正)

(出所) 2025年6月10日総合資源エネルギー調査会第19回脱炭素燃料政策小委員会資料6掲載資料 (再掲、一部修正)

	FAME		HVO/RD	
	公道	オフロード	公道	オフロード
法令 (品確法以外)	道路運送車両法対応	オフロード法対応	* 地方税法上の軽油の定義に合致するものに限る	
法令 (品確法)	B5→B7への規格の改正検討		課題③ 軽油と同等の性状であるため、改正の必要なし	
規格		B20、30のJIS規格策定検討	HVO/RD 100%のJIS規格の策定の必要性や軽油のJIS規格の中でHVO/RDをどの程度の濃度まで混合を認めるか否かの検証	
メーカー保証	メーカー保証の付与	メーカー保証の付与	メーカー保証の付与の検討	メーカー保証の付与の検討
軽油引取税 (定義)	課題①	課題②	課題④ 地方税法における不正軽油を防止するための規制により、事実上、HVO/RDの流通は大幅に制限 → 地方税法上の必要な規制・運用の見直しの検討	
軽油引取税 (課税のあり方の検討)	課題⑤ ⇒ 将来における、軽油・FAME混合燃料*のうちFAME部分の課税・徴税方法のあり方の検討	● 課税事業者は軽油・FAME混合燃料*の全量に対して課税 ● 免税事業者は軽油・FAME混合燃料*のうち、軽油分は免税、FAME部分は課税 ⇒ 将来における、FAME部分の課税・徴税方法のあり方の検討	● 課税事業者は軽油・HVO/RD混合燃料*の全量に対して課税 ⇒ 将来における、HVO/RD部分の課税・徴税方法のあり方の検討	● 課税事業者は軽油・HVO/RD混合燃料*の全量に対して課税 ● 免税事業者は軽油・HVO/RD混合燃料*のうち、軽油分は免税、HVO/RD部分は課税 (ただし、特定の鉄道事業者においてはHVO/RD部分が免税) → HVO/RD部分の免税について、鉄道事業者以外の免税事業者への拡充を検討 ⇒ 将来における、HVO/RD部分の課税・徴税方法のあり方の検討

課題への対処状況一覧その1

【課題①】トラック・バス等の軽油を燃料として公道を走行する車両は、給油できる軽油・FAME混合燃料のFAME濃度の限度が低く（5%まで）、得られる脱炭素効果が低い。

【B5→B7への品確法省令（強制規格）改正検討】

- 令和8年度予算にて、B5→B7への規格改正検討に向けた調査事業を開始予定。

【課題②】オフロードにおける建設機械等の使用時、FAMEを高濃度で軽油へ混合した燃料（B20、30）を使用して脱炭素を図りたいものの、同機械メーカー等のメーカー保証が与えられないため、低濃度（B5）での利用に留まっている。

【オフロード用高濃度バイオディーゼルの規格策定検討】（詳細は本資料6～11ページ参照）

- 経済産業省の予算事業である令和7年度燃料安定供給対策調査等事業（我が国におけるバイオ燃料に関する政策の在り方に関する調査）（受託事業者：株式会社三菱総合研究所）の中で、高濃度バイオディーゼルの導入推進に向けた検討委員会を設置し、関係者を集めて必要な議論・検討を実施。
- 昨年度の議論の結果、B20の民間規格を策定し、その後、JIS規格を策定する方向性が関係者間で共有。

課題への対処状況一覧その2

【課題③】近年、HVO/RDと呼ばれる軽油同様の化学式を持つ新たなバイオディーゼルが期待されているが、性状もほぼ軽油と言えるHVO/RDについてはJIS規格上の取扱いが定まっておらず、高濃度で軽油に混合することの品質管理も定まっていない。

【HVO/RDのJIS規格上の取扱い検討】（詳細は本資料12・13ページ参照）

- 2026年3月、軽油JIS規格が改正され、「精製鉱油由来以外の適量の炭化水素油等が含まれること」が明文化。
- これにより、適量（5%程度以下（今後拡大検討））のHVO/RDを軽油へ混合した燃料が軽油JIS規格に合致。

【課題④】HVO/RDについては、既存の化石由来軽油に比べて密度が小さいことから地方税法の軽油引取税における軽油の定義に該当していない。そのため、HVO/RDを高濃度で軽油に混合した燃料も地方税法上、軽油と見なされない可能性がある。したがって、HVO/RD又は軽油・HVO/RD混合燃料は、混和・かさ増しによる不正軽油を防止する地方税法上の規制（事前の製造承認や譲渡承認等）によって流通が大幅に制限される。

【地方税法上の必要な規制・運用の見直しの検討】

- 総務省と資源エネルギー庁との間で、本件に関する断続的なコミュニケーションを実施中。

【課題⑤】現状、FAME又はHVO/RDと軽油を混合した場合において、混合後の燃料が地方税法上の軽油の定義に合致するときは、軽油のかさ増し分として、FAME又はHVO/RD部分に軽油引取税が課税されている。

【軽油引取税の課税のあり方の検討】

- 総務省と資源エネルギー庁との間で、本件に関する断続的なコミュニケーションを実施中。
- 現行制度における課税関係については、本資料17～22ページまでに整理結果を掲載。

1. バイオディーゼル普及に係る課題への対処状況一覧
- 2. オフロード用高濃度バイオディーゼルの規格策定検討**
3. HVO/RDのJIS規格上の取扱い検討
4. 参考資料

建設機械におけるメーカー自主保証基準に関する問題 (再掲、一部修正)

(出所) 2025年6月10日総合資源エネルギー調査会第19回脱炭素燃料政策小委員会資料6掲載資料 (再掲、一部修正)

【本邦建設機械メーカー】

- メーカー自主保証基準はB5まで。なぜならば、日本にはB5超の規格が存在しないから。エンジンサプライヤーもB5までしか認めない。

- ※ 一部本邦メーカーにおいては、B5超燃料使用を保証
- ※ 品確法の適用がなされない非公道での使用が前提

対応を検討

【建設機械ユーザー/施工主】

- 脱炭素化のため、B5を超える濃度でバイオディーゼル (FAME) を軽油へ混合した燃料を使用したい。

【海外建設機械メーカー】

- メーカー自主保証基準はB20、30まで。なぜならば、自国燃料基準に適合している製品であるため。

- 欧州にはB20、30規格「EN16709」あり
- 米国にはB6～20規格「ASTM D7467-20a」あり

現時点で考え得る選択肢

① ユーザーの自己責任で、B5超燃料を本邦メーカー製機械にて使用

② 本邦メーカー保証の下、B5までの燃料を本邦メーカー製機械にて使用

③ 海外メーカー保証の下、B20、30までの燃料を海外メーカー製機械にて使用

⇒ ユーザーが本邦メーカー製機械にてB20、30燃料を安心して使用できる環境を整備するためには、例えばB20、30燃料の基準を策定し、本邦メーカーは同規格に基づく機械を市場投入していくことが求められるのではないかと。7

高濃度バイオディーゼルの導入推進に向けた検討委員会

- オフロードにおける建設機械等の使用時、FAMEを高濃度で軽油へ混合した燃料を使用することについて機械メーカー等の保証が与えられないため、低濃度での利用に留まっていることが指摘されている。
- これを踏まえ、経済産業省の予算事業である令和7年度燃料安定供給対策調査等事業（我が国におけるバイオ燃料に関する政策の在り方に関する調査）（株式会社三菱総合研究所が受託）の中で「高濃度バイオディーゼルの導入推進に向けた検討委員会」を2025年7月に創設。
- 本委員会ではオフロードにおける高濃度バイオディーゼル燃料の利用拡大に資することを目的に、規格・保証に関する課題に加えて、市場形成・導入促進に関する課題に関する検討を行い、必要な環境整備の具体化について、議論・検討を実施。

高濃度バイオディーゼルの導入促進に向けた検討委員会 委員構成（敬称略）

【座長】 山根 浩二（滋賀県立大学 名誉教授）
【副座長】 草鹿 仁（早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 総合機械工学科 教授）
【委員】
菊池 康紀（東京大学 未来ビジョン研究センター 教授）
青山 裕史（全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会 副会長）
遠藤 貴義（日本建設機械工業会 次世代燃料対応WG リーダ）
佐藤 謙輔（日本建設機械工業会 次世代燃料対応WG 副リーダ）
西村 章広（日本陸用内燃機関協会 第一技術部長）
鈴木 征治（日本産業車両協会／株式会社豊田自動織機 トヨタL&Fカンパニー 製品企画部）
平田 大介（日本産業車両協会／三菱ロジスネクスト株式会社 技術本部 技術開発部）
上田 敏彦（日本農業機械工業会／ヤンマーアグリ株式会社 開発統括部試験部評価グループ）
柳 雅之（日本建設業連合会／鹿島建設株式会社 環境本部 地球環境室 専任部長）
清水 浩信（日本建設機械レンタル協会 常務理事）
【オブザーバー】
小野 森彦（石油連盟 理事・事務局長）
坂ノ上宗広（石油連盟 技術環境部長）
国土交通省、環境省、経済産業省
【事務局】 株式会社三菱総合研究所

検討委員会の検討項目

- ① 規格・保証等のルール作り：
 - i. オフロードにおけるB5超の燃料規格を定めるための検討。
 - ii. B5超の燃料を利用するオフロード機器側の適合性・メーカー保証に関する検討。
- ② 市場形成・導入促進：高濃度バイオディーゼルの利用に向けた上記規格・保証以外の課題（経済性、供給安定性、利用インセンティブ等）の特定・課題解消に向けた方策案の検討。

検討委員会の開催状況

- 2025年7月25日の第1回検討会を皮切りに、4回の検討会を開催。
- 2026年3月3日にとりまとめを行い、2026年度以降の燃料規格策定・具体的な試験実施に向け、各種論点や方向性を踏まえた今後のアクションプラン等を策定した。
- 2026年度も継続して開催を予定。

2025年度の検討委員会開催状況

	開催日	議題
第1回	2025年7月25日	○検討会設置意義 ○高濃度バイオディーゼルに関する現状認識 ○業界団体プレゼン
第2回	2025年10月1日	〈規格・保証等ルール作り〉 ○規格策定燃料種、規格比較調査と方向性等に関する議論 ○メーカー保証に関する機械メーカーヒアリング及び検討 〈市場形成・導入促進〉 ○国内・海外の燃料管理等ガイドライン調査 ○実証事業者等へのビジネスモデルヒアリング
第3回	2025年12月24日	〈規格・保証等ルール作り〉 ○B20規格策定に伴う影響・対応等に関する議論 ○B20規格の一本化の是非 ○B20規格の位置づけ（民間規格、JIS規格） 〈市場形成・導入促進〉 ○各テーマに対する現状・課題把握 ○課題に対する対策の方向性の提案
第4回	2026年3月3日	○とりまとめ ○2026年度以降の検討内容・スケジュール

検討委員会における議論の内容

<1> オフロードにおけるB5超規格策定に関する検討

- B5超規格としては管理難易度の軽減等の観点から、B20・B30の両規格を策定するのではなく、B20に一本化して策定を目指す。
- 欧米規格に倣い、混合前の軽油・FAMEに対して既存規格の遵守を求めるとともに、混合後のB20燃料が満たすべき要件案を検討。
- まずは業界規格としてのB20策定を進め、将来的なJIS規格化を目指す。
- 2026年度以降燃料試験、排ガス試験等を実施し、具体的な要求項目・要求水準を最終化。

<2> メーカー保証・ガイドラインに関する検討

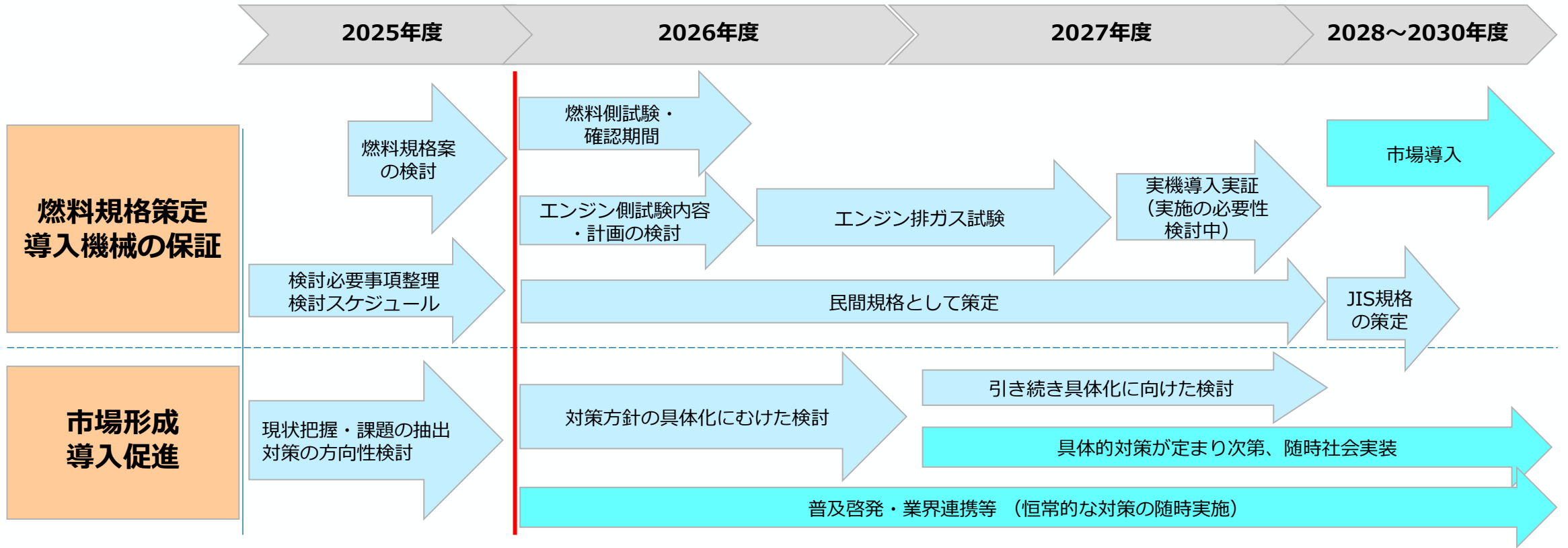
- 海外OEMによるメーカー保証条件、国内外ガイドラインの内容を元に高濃度バイオディーゼル利用が機器等に及ぼす影響可能性等を特定し、国内機器メーカーがメーカー保証付与にあたり留意すべき事項を検討。
- 高濃度バイオディーゼルの製造・保管・利用等における公的なガイドラインの必要性について議論。

<3> 高濃度バイオディーゼルの市場形成・導入促進に関する検討

- 高濃度バイオディーゼルの市場形成・導入促進に関して現状把握・課題抽出を行うとともに、課題解決に資する対策の方向性について検討。
- 主な課題：（製造面）原料確保、コスト低減、燃料の品質担保 等
（利用面）燃料保管・給油等の管理、元請/下請間のCO2排出責任分担 等

今後の予定

- 検討会の議論を踏まえた今後の予定は以下のとおり。



1. バイオディーゼル普及に係る課題への対処状況一覧
2. オフロード用高濃度バイオディーゼルの規格策定検討
- 3. HVO/RDのJIS規格上の取扱い検討**
4. 参考資料

軽油JIS規格の改正

- 2026年3月に軽油JIS規格が改正され、軽油に「精製鉱油由来以外の適量の炭化水素油等が含まれること」が明文化。
- これにより、適量（5%程度以下）のHVO/RDを軽油へ混合した燃料が軽油JIS規格に合致。
- 今後は、民間事業者サイトによる「5%程度超の濃度でHVO/RDを軽油へ混合した燃料に係る軽油JIS規格の見直し」を国としても支援していく予定。

軽油JIS規格改正内容

新	旧
<p>6.1（一般事項） 軽油は、ディーゼルエンジン（主として自動車用）の燃料として、主として適切な品質の精製鉱油からなり¹⁾、水及び沈殿物を含まないものとする。ただし、性能を改善するために加える少量の添加剤の使用は制限しない。 注¹⁾ 精製鉱油由来以外の適量の炭化水素油等が含まれることがある。</p>	<p>6.1（一般事項） 軽油は、ディーゼルエンジン（主として自動車用）の燃料として、主として適切な品質の精製鉱油からなり、水及び沈殿物を含まないものとする。ただし、性能を改善するために加える少量の添加剤の使用は制限しない。</p>

上記軽油JIS規格改正に係る解説（抜粋）

4 精製鉱油以外の燃料について

今回の改正は、“主として適切な品質の精製鉱油からなり”に注をつけることによって、適量の精製鉱油以外の基材が混合される場合があることを明確にしたものである。（略）

一方で、HVO⁴⁾、合成燃料⁵⁾、及びGTL⁶⁾などの炭化水素油⁷⁾は、精製鉱油からなる軽油の構成成分と同一の炭化水素であり、5%程度以下の混合であれば既存の軽油の組成割合に収まるとの認識がある。すなわち、炭化水素油の混合については適量の範囲が5%までである。この混合範囲については、今後、品質確認試験等の検討によって5%から拡大されることが期待される。

注⁴⁾ HVO（Hydrotreated Vegetable Oils）：油脂を水素で精製したバイオ燃料。炭化水素油。

注⁵⁾ 合成燃料：水素と二酸化炭素を合成して製造される人工的な燃料。炭化水素油。

注⁶⁾ GTL（Gas To Liquid）：一酸化炭素と水素ガスを化学反応させた合成燃料。炭化水素油。

注⁷⁾ 炭化水素油：基本的に炭素と水素だけで構成される基材。

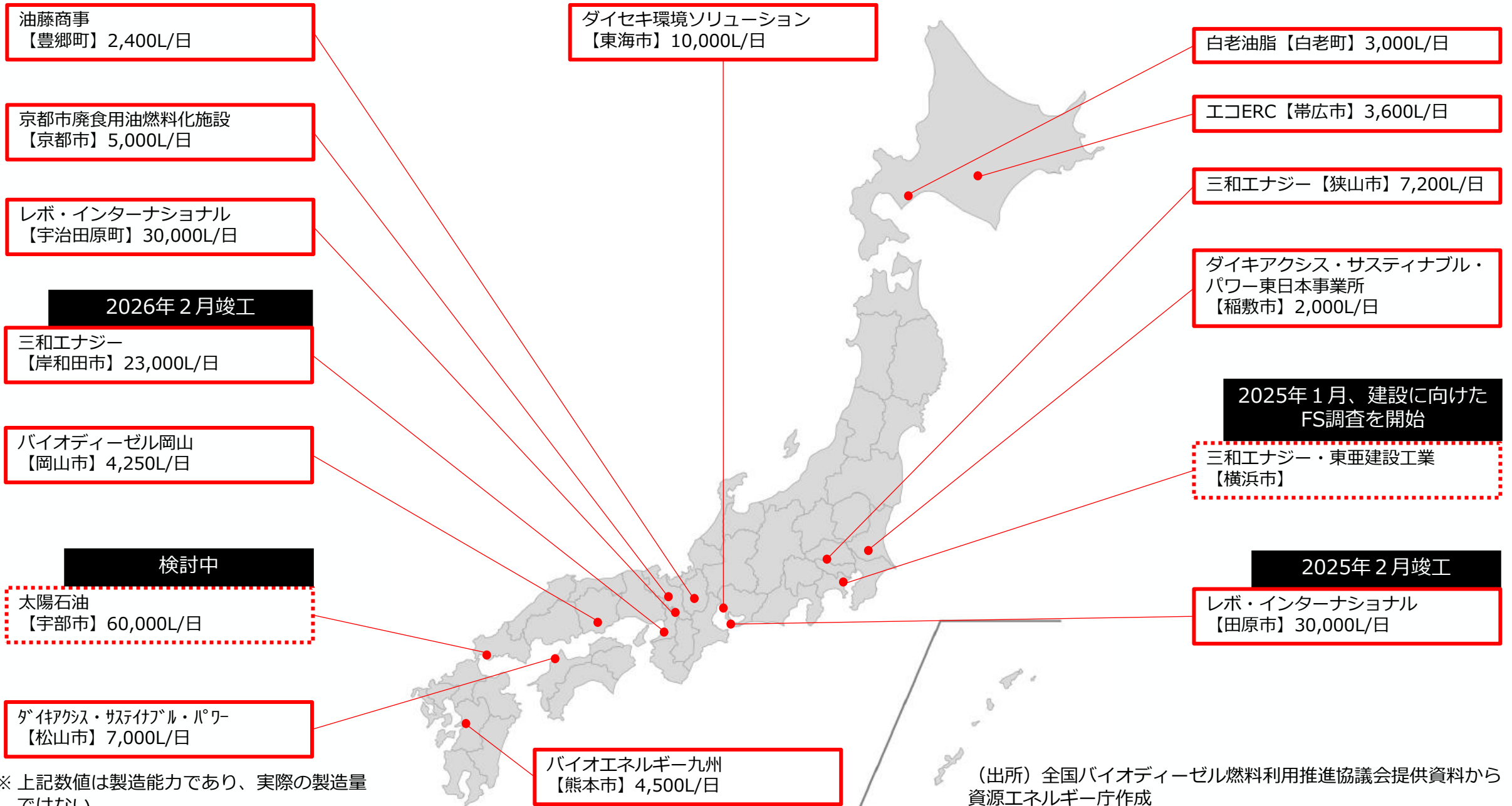
1. バイオディーゼル普及に係る課題への対処状況一覧
2. オフロード用高濃度バイオディーゼルの規格策定検討
3. HVO/RDのJIS規格上の取扱い検討
- 4. 参考資料**

各国におけるバイオディーゼル導入推進状況

- 諸外国では供給義務や税制優遇を通じてバイオディーゼル導入が進められており、一部の国では混合義務引き上げが進んでいる。

国名	供給サイドへの義務		主な原料	HVO/RD混合義務の有無	税制優遇
インドネシア	有 ① 軽油に対する一律混合義務	B40	パーム	HVO/RD特化の義務量は無し。既存バイオディーゼル義務にカウントされる。	パーム油輸出業者に課す輸出税が資金源であるCPO基金で、バイオディーゼルと化石燃料の小売価格差を補填することでバイオディーゼル消費促進を支援。
マレーシア	有 ① 軽油に対する一律混合義務	B20（一部州ではB10） （2030年にはB30）	パーム	HVO/RD特化の義務量は無し。既存バイオディーゼル義務にカウントされる。	税制優遇なし
ブラジル	有 ① 軽油に対する一律混合義務	B15（2025年8月から B14から引き上げ）	大豆	国家グリーンディーゼル・プログラム（PNDV）の政策上、所管機関がHVO/RD義務を決める仕組み（最大3%）はあるが、現時点未設定のため実質0%。	PIS/PASEP：軽油 0.06261リアル/Lに対してバイオディーゼル 0.02641リアル/L COFINS：軽油 0.2889リアル/Lに対して、バイオディーゼル 0.12159リアル/L
タイ	有 ① 軽油に対する一律混合義務	B7	パーム	HVO/RD特化の義務量は無し。既存バイオディーゼル義務にカウントされる。	2022年～2024年4月まで物品税を軽減も、国家石油基金負担の観点から、2024年5月以降は減税を実施せず。
アルゼンチン	有 ① 軽油に対する一律混合義務	B5（最低） B7.5（中小規模プラント） （一部州ではB10）	大豆	HVO/RD特化の義務量は無し。既存バイオディーゼル義務にカウントされる。	バイオディーゼルについて、燃料税・炭素税を免除（混合率によらない）
韓国	有 ① 軽油に対する一律混合義務	B4	廃食油、 パーム	2030年まで合計8%（5%FAME+3% HVO/RD）へ引き上げ計画中	税制優遇なし
フランス	有 ② バイオディーゼル供給義務（軽油の供給量に対する比率）	軽油販売量の9.2%（目標の達成度合いに応じて税控除）	菜種/パーム	HVO/RD特化の義務量は無し。既存の9.2%にカウントされる。	B100に対する燃料税を0.1183EUR/Lに減税（通常の軽油は0.5940EUR/L）
スウェーデン	有 ③ 供給燃料のGHG削減義務	基準値比▲6%	トールロジン	HVO/RD特化の義務量は無し。既存バイオディーゼル義務にカウントされる。	高濃度バイオディーゼル（FAME：B100、HVO：バイオマス混合率98%以上）について、エネルギー・炭素税を免除
米国（連邦）	有 ② バイオディーゼル供給義務	2026年約56.1億ガロン	大豆	HVO/RD特化の供給義務は無し。RFS2においては、バイオディーゼルとして扱われる	IRA§45Z（クリーン燃料税制優遇）で、バイオディーゼルを含む全ての低炭素輸送燃料に対して、最大1.0ドル/ガロンにGHG削減率を乗じた分の税を控除。
インド	無	2030年に軽油に対する5%の一律混合義務導入予定	廃食油、動物性油脂、 パーム	なし	バイオディーゼル購入義務(BPO)を導入すると共にGoods and Services Taxが通常の12%から5%に引き下げられる。
日本	無	-	廃食油	なし	B100は軽油引取税が課税対象外となるが、軽油混合利用の場合15課税対象。

主なFAME製造プラントの製造能力



※ 上記数値は製造能力であり、実際の製造量ではない。

(出所) 全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会提供資料から
資源エネルギー庁作成

軽油引取税の概要

(1) 対象油種

地方税法（軽油引取税）～課税対象外～

→ **非炭化水素油（FAME等）**

地方税法（軽油引取税）～課税対象～

軽油

→ 温度15度で0.8017超～0.8762までの比重を有する炭化水素油で政令で定める規格の炭化水素油を含まないもの

燃料炭化水素油

→ 炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。）で軽油又は揮発油以外のもの（灯油を含む）
→ 自動車の内燃機関の燃料として販売・消費した場合、軽油引取税が課される

揮発油税法～課税対象～

→ **揮発油**：温度15度で0.8017を超えない比重を有する炭化水素油

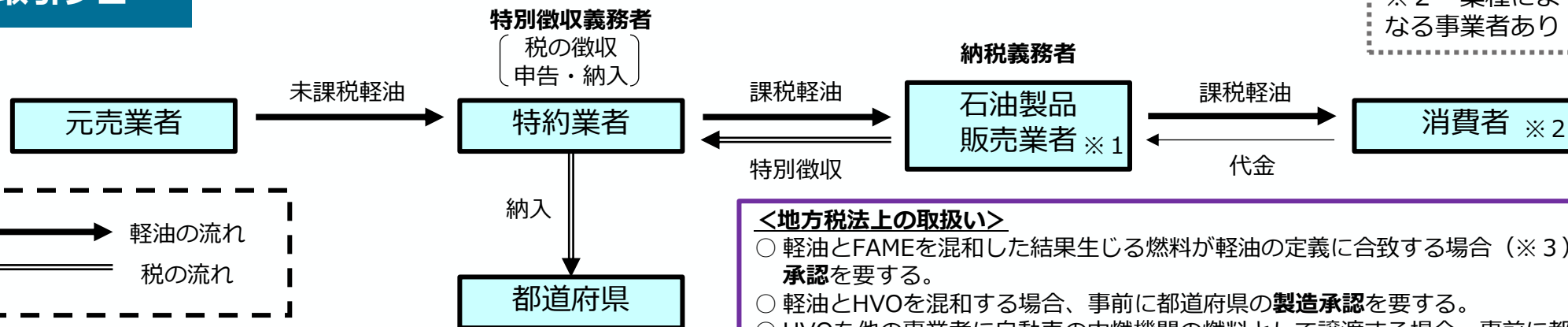
揮発油税法～揮発油税免税対象（灯油）～

→ **灯油**：引火点が温度30度以上で、かつ、初留点が温度140度以上の規格を有するもの

HVO/RD

HVO/RDは比重が0.8017以下となることが一般的。このため、性状次第では地方税法で定める軽油に該当せず、揮発油税法で定める灯油に該当することとなる。

(2) 取引フロー



<地方税法上の取扱い>

- 軽油とFAMEを混和した結果生じる燃料が軽油の定義に合致する場合（※3）、事前に都道府県の**製造承認**を要する。
 - 軽油とHVOを混和する場合、事前に都道府県の**製造承認**を要する。
 - HVOを他の事業者自動車の内燃機関の燃料として譲渡する場合、事前に都道府県の**譲渡承認**を要する。
- ※3 実務上、軽油とFAMEを混合する場合には、混和後の液体の性状が軽油の定義に合致するか否かにかかわらず、都道府県が事前に製造承認の申請を求めていることが多い。

※1 特約業者が販売業者に軽油の販売を委託している場合、販売業者が消費者に軽油を引き渡した時点で、軽油の引取りが行われたこととなる。

免税軽油（燃料用途） 《課題⑤関係》

軽油（燃料用途）のうち、免税措置がなされている用途（令和9年3月31日まで）

対象	用途	対象	用途
(1) 船舶（専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供するものを除く。）の使用者	船舶の動力源	(10) 港湾運送業を営む者	港湾運送用のブルドーザー等の動力源
(2) 自衛隊等	通信機器・自動車・機械の電源又は動力源	(11) 倉庫業を営む者	フォークリフト等の動力源
(3) 鉄道事業を営む者（軌道事業者・入換作業を含む）	鉄道用車両、貨物用フォークリフト等の動力源	(12) 鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅構内で使用するフォークリフト等の動力源
(4) 農業又は林業を営む者	耕うん機、畜産用機械、製材機等の動力源	(13) 航空運送サービス業（貨物の運搬、航空機整備等）を営む者	航空貨物の積卸機械、高所作業車等の動力源
(5) セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者	原材料の積卸し用フォークリフト等の動力源	(14) 廃棄物処理事業を営む者	埋立地内で産廃処分に使用する機械等の動力源
(6) 生コンクリート製造業を営む者	骨材の積卸し用フォークリフト等の動力源	(15) 木材加工業を営む者	木材の積卸し用機械の動力源
(7) 鉱物（岩石・砂利含む）の掘採事業を営む者	鉱物の掘採、積込み又は運搬用機械の動力源	(16) 木材市場業を営む者	木材の積卸し用機械の動力源
(8) とび・土工工事業（※）を営む者 ※総務省令で定めるもの	くい打ち等、掘削、運搬用の建設機械の動力源	(17) 堆肥製造業を専ら営む者	原材料の積卸し用機械等の動力源
(9) 鉱さいバラス製造業を営む者	鉱さい破碎・バラス集積・積込み用機械の動力源	(18) 索道事業を営む者	スキー場の圧雪機器、雪の製造機械の動力源

軽油とFAMEの混合に伴う課税の取り扱い 《課題⑤ 関係》

＜混合しない場合＞

用途	燃料の性状（地方税法上の軽油への合致）	取扱い
免税用途以外	軽油 100%燃料（合致）	軽油引取税課税
	FAME 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税対象外
免税用途	軽油 100%燃料（合致）	軽油引取税免税
	FAME 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税対象外

＜混合する場合：混合する者がバイオ燃料混合事業者の場合＞

用途		混合後の燃料の性状（ $\alpha < 100$ ）	取扱い
自動車の内燃機関の燃料として使用		軽油（ α ％）＋FAME（ $1 - \alpha$ ％）⇒（軽油）	軽油（ α ％）部分⇒軽油引取税課税、 FAME（ $1 - \alpha$ ％）部分⇒軽油引取税課税
		軽油（ α ％）＋FAME（ $1 - \alpha$ ％）⇒（燃料炭化水素油）	軽油（ α ％）部分⇒軽油引取税課税、 FAME（ $1 - \alpha$ ％）部分⇒軽油引取税課税
		軽油（ α ％）＋FAME（ $1 - \alpha$ ％）⇒（非炭化水素油）	軽油（ α ％）部分⇒軽油引取税課税、 FAME（ $1 - \alpha$ ％）部分⇒軽油引取税課税対象外
「自動車の内燃機関の燃料として使用する」以外	免税用途以外	軽油（ α ％）＋FAME（ $1 - \alpha$ ％）⇒（軽油）	軽油（ α ％）部分⇒軽油引取税課税、 FAME（ $1 - \alpha$ ％）部分⇒軽油引取税課税
		軽油（ α ％）＋FAME（ $1 - \alpha$ ％）⇒（燃料炭化水素油）	軽油（ α ％）部分⇒軽油引取税課税、 FAME（ $1 - \alpha$ ％）部分⇒軽油引取税課税対象外
		軽油（ α ％）＋FAME（ $1 - \alpha$ ％）⇒（非炭化水素油）	軽油（ α ％）部分⇒軽油引取税課税、 FAME（ $1 - \alpha$ ％）部分⇒軽油引取税課税対象外
	免税用途	軽油（ α ％）＋FAME（ $1 - \alpha$ ％）⇒（軽油）	軽油（ α ％）部分⇒軽油引取税免税、 FAME（ $1 - \alpha$ ％）部分⇒軽油引取税課税
		軽油（ α ％）＋FAME（ $1 - \alpha$ ％）⇒（燃料炭化水素油）	軽油（ α ％）部分⇒軽油引取税免税、 FAME（ $1 - \alpha$ ％）部分⇒軽油引取税課税対象外
		軽油（ α ％）＋FAME（ $1 - \alpha$ ％）⇒（非炭化水素油）	軽油（ α ％）部分⇒軽油引取税免税、 FAME（ $1 - \alpha$ ％）部分⇒軽油引取税課税対象外

軽油とHVO/RDの混合に伴う課税の取り扱い 《課題⑤関係》

＜混合しない場合＞

用途		燃料の性状（地方税法上の軽油への合致）	取扱い	
自動車の内燃機関の燃料として使用		軽油 100%燃料（合致）	軽油引取税課税	
		HVO/RD 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税	
「自動車の内燃機関の燃料として使用する」以外		免税用途以外	軽油 100%燃料（合致）	軽油引取税課税
		免税用途以外	HVO/RD 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税対象外
		免税用途	軽油 100%燃料（合致）	軽油引取税免税
			HVO/RD 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税対象外

＜混合する場合：混合する者がバイオ燃料混合事業者の場合＞

用途	混合後の燃料の性状（ $\alpha < 100$ ）	取扱い	
自動車の内燃機関の燃料として使用	軽油（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（軽油）	軽油（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税	
	軽油（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（燃料炭化水素油）	軽油（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税	
「自動車の内燃機関の燃料として使用する」以外	免税用途以外	軽油（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税	
	免税用途以外	軽油（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外	
	免税用途	軽油（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（軽油）	軽油（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税免税、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税 ※ 特定の鉄道事業者が一定の手続きを経た上で一定の場合 ⇒軽油引取税免税（2025年度～）
		免税用途	軽油（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（燃料炭化水素油）

FAMEとHVO/RDの混合に伴う課税の取り扱い 《課題⑤ 関係》

＜混合しない場合＞

用途		燃料の性状（地方税法上の軽油への合致）	取扱い
自動車の内燃機関の燃料として使用		FAME 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税対象外
		HVO/RD 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税
「自動車の内燃機関の燃料として使用する」以外	免税用途以外	FAME 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税対象外
		HVO/RD 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税対象外
	免税用途	FAME 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税対象外
		HVO/RD 100%燃料（非合致）	軽油引取税課税対象外

＜混合する場合：混合する者がバイオ燃料混合事業者の場合＞

用途	混合後の燃料の性状（ $\alpha < 100$ ）	取扱い	
自動車の内燃機関の燃料として使用	FAME（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（軽油）	FAME（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税	
	FAME（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（燃料炭化水素油）	FAME（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税	
	FAME（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（非炭化水素油）	FAME（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外	
「自動車の内燃機関の燃料として使用する」以外	免税用途以外	FAME（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（軽油）	FAME（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税
		FAME（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（燃料炭化水素油）	FAME（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外
		FAME（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（非炭化水素油）	FAME（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外
	免税用途	FAME（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（軽油）	FAME（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税
		FAME（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（燃料炭化水素油）	FAME（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外
		FAME（ $\alpha\%$ ）+HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）⇒（非炭化水素油）	FAME（ $\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外、 HVO/RD（ $1-\alpha\%$ ）部分⇒軽油引取税課税対象外

軽油、FAME及びHVO/RDの混合に伴う課税の取り扱い 《課題⑤ 関係》

〈混合する場合：混合する者がバイオ燃料混合事業者の場合〉

用途		混合後の燃料の性状 ($(\alpha + \beta) < 100$)	取扱い
自動車の内燃機関の燃料として使用		軽油 ($\alpha\%$) + FAME ($\beta\%$) + HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) ⇒ (軽油)	軽油 ($\alpha\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税 、 FAME ($\beta\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税 、 HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税
		軽油 ($\alpha\%$) + FAME ($\beta\%$) + HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) ⇒ (燃料炭化水素油)	軽油 ($\alpha\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税 、 FAME ($\beta\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税 、 HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税
		軽油 ($\alpha\%$) + FAME ($\beta\%$) + HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) ⇒ (非炭化水素油)	軽油 ($\alpha\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税 、 FAME ($\beta\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税対象外 、 HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税対象外
「自動車の内燃機関の燃料として使用する」以外	免税用途以外	軽油 ($\alpha\%$) + FAME ($\beta\%$) + HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) ⇒ (軽油)	軽油 ($\alpha\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税 、 FAME ($\beta\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税 、 HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税
		軽油 ($\alpha\%$) + FAME ($\beta\%$) + HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) ⇒ (燃料炭化水素油)	軽油 ($\alpha\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税 、 FAME ($\beta\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税対象外 、 HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税対象外
		軽油 ($\alpha\%$) + FAME ($\beta\%$) + HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) ⇒ (非炭化水素油)	軽油 ($\alpha\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税 、 FAME ($\beta\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税対象外 、 HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税対象外
	免税用途	軽油 ($\alpha\%$) + FAME ($\beta\%$) + HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) ⇒ (軽油)	軽油 ($\alpha\%$) 部分⇒ 軽油引取税免税 、 FAME ($\beta\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税 、 HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税
		軽油 ($\alpha\%$) + FAME ($\beta\%$) + HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) ⇒ (燃料炭化水素油)	軽油 ($\alpha\%$) 部分⇒ 軽油引取税免税 、 FAME ($\beta\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税対象外 、 HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税対象外
		軽油 ($\alpha\%$) + FAME ($\beta\%$) + HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) ⇒ (非炭化水素油)	軽油 ($\alpha\%$) 部分⇒ 軽油引取税免税 、 FAME ($\beta\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税対象外 、 HVO/RD ($1 - (\alpha + \beta)\%$) 部分⇒ 軽油引取税課税対象外